



会津坂下町告示第58号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成20年12月19日

会津坂下町長 竹内 显俊



新		旧		地 番
大 字	小 字	大 字	小 字	
船杉	湯沢	船杉	村西	1、5の1、5の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部